

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 1 0 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和元年10月24日（木） 午後2時から2時35分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教育長の氏名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 久保田篤正	五	委 員 加藤潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会10月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会9月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の金井委員にお願いする。					
4 報告事項	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が3件である。 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。					
	原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第49号から第51号までの3件である。教委報告第49号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。					
	清水教育長： それでは、教委報告第49号の1番「第47回解脱選抜少年剣道錬成大会」、2番「二藍舎かな書展」、3番「第35回文化のつどい」、4番「第19回 美術展」、5番「第12回 子供グラウンドゴルフ大会」について、生涯学習課より、説明をお願いする。					
(1) 教委報告第49号「教育長の決裁処分」	平井生涯学習課長： （教委報告第49号の1番から5番までの説明）					

	清水教育長： 教委報告第49号の1番から5番までについて、質疑はあるか。 安田委員： 3番の「第35回文化のつどい」について、予算書の支出の部に区分する「謝礼」に関しては、「適用」の欄に記載するとおり、幼稚園児や小・中学生に対して支払うものとなるのか。 平井生涯学習課長： 参加する幼稚園児や小・中学生に対する記念品代となるものである。 大保木委員： こうした事業を各公民館でも実施しているものか。 平井生涯学習課長： 「公民館まつり」として、各公民館で実施しているものとなる。当該申請団体の地区については、会場都合から文化センターを利用の上、事業名を「文化のつどい」と定めて実施するものである。 大保木委員： 各地区の「公民館まつり」も共催とするものか。 平井生涯学習課長： 他の地区の「公民館まつり」に関し、共催の申請は特にない。 清水教育長： 今回で35回目の開催となるが、共催を始めた時期を把握しているものか。 平井生涯学習課長： 詳細な時期については把握していない。 金井委員： 文化センター内の「中央公民館」として、「公民館まつり」を実施するに際し、当該申請団体の地区と共同実施した経緯から、現在の共催の流れになったものと推測するが、別途確認をお願いします。 久保田委員： 4番の「第19回 美術展」について、申請書の「実施日時」に記載する元号が誤っていることから、間違いのないよう確認と訂正をお願いします。 平井生涯学習課長： ご指摘のとおり、確認と訂正について対応する。 大保木委員： 5番の「第12回 子供グラウンドゴルフ大会」について、昨年度の参加者数を伺う。 平井生涯学習課長： 昨年度は、雨天の影響から63名の参加となったが、全て市内小学生の参加となるものである。
--	--

(2) 教委報告第50号「北本市立小・中学校給食費について」	安田委員： 参加対象は小学生に限定するものか。 平井生涯学習課長： お見込みのとおり、小学生に限定し、今回は192人の募集枠とするものである。 大保木委員： 当該事業の募集方法について伺う。 平井生涯学習課長： 学校経由により案内チラシを配布するほか、市広報紙へ掲載するものとなる。 久保田委員： 参加状況に関し、昨年度は天候の影響もあった模様だが、ここ数年間の参加状況について確認する。 平井生涯学習課長： 昨年度以外は、概ね募集人員に達している状況となる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第49号の1番から5番については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委報告第50号「北本市立小・中学校給食費について」、教育総務課より、説明をお願いする。 櫻井教育総務課長： （教委報告第50号の説明） 清水教育長： 教委報告第50号について、質疑はあるか。 金井委員： 改定内容に関しては了解した。確認の質疑となるが、保護者に対して行った意見募集の方法について伺う。 櫻井教育総務課長： 今年の9月に全児童生徒保護者に対し、改定の検討状況に関する案内チラシを配布の上、意見・質問等を受け付けるものとした。アンケート形式による意見募集とは異なるものの、問合せ先を設け、電話等により意見を集う方法とした。 久保田委員： 現在の学校給食費の集金方法及び未納者への対応方法等について伺う。 櫻井教育総務課長： 給食センターが運営されていた頃は、その給食の提供先となる中学校の学校給食費の会計処理に関し、「公会計」により処理していたが、現在は、小・中学校ともに「私会計」による会計処理となることから、各学校で集金を行うものとなる。 未納者に対しても、基本的には各学校で対応するものとなるが、3ヶ月未納が続いた場合は、市教委から催告通知を発出す
--------------------------------	---

	るなど、各学校と連携しながら対応するものである。 久保田委員： 現在の会計処理の中で、未納はあるものか。 櫻井教育総務課長： 支払いが遅れることもあるが、各年度の出納整理期間までに納めていることから、最終的には、未納が無いものとして報告を受けている。 加藤委員： 学校給食費の改定案では、小学校で月額600円、中学校で月額700円の値上げとなるが、生活困窮者に対し、この値上げ分に対する補助や支援策はあるものか。 原口教育部長： 生活保護世帯の場合は、「教育扶助」として学校給食費を全額公費負担するものとなり、生活保護に準ずる生活困窮世帯に対しては、就学援助制度の「準要保護世帯」として認定し、学校給食費の実費額を補助するものとなる。 加藤委員： 準要保護の認定基準には該当しないが、経済的に厳しい世帯に対する支援策はあるものか。 原口教育部長： 他の支援策については特に無い。なお、就学援助に関しては、各校長の所見のもと、世帯構成に応じた需要額を算定し、認定基準に該当するか否かを判定するものとなる。 金井委員： 「準要保護世帯」に対しては、今回の値上げ分も加味した上で補助するものか。 坂口学校教育課長： お見込みのとおり、学校給食費の実費額を補助することから、改定後の額で補助するものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第50号については、了承とする。
(3) 教委報告第51号「上宿遺跡発掘調査の概要報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第51号「上宿遺跡発掘調査の概要報告について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野参与兼文化財保護課長： (教委報告第51号の説明) 清水教育長： 教委報告第51号について、質疑はあるか。 大保木委員： 市内に残る歴史遺産の凄さをあらためて感じる。縄文時代から戦国時代へ繋げるようなガイド・学習の機会を作れると良い

	と思う。 磯野参与兼文化財保護課長： 石戸城は永禄時代に「上杉謙信」が来て、城主にもなっている。歴史的にも豊かな情報を持つため、その辺りをPRしていきたいと考えている。 久保田委員： 市広報紙への掲載は予定するものか。 磯野参与兼文化財保護課長： 石戸城跡に関する特集記事として、これまで何度か市広報紙へ掲載してきた。市長も石戸城跡に対し、高い関心を寄せられていることから、折を見て、調査等の成果を掲載していく。 久保田委員： 今回の発掘調査の原因が「個人住宅建設」となっているが、当該発掘費用の負担について確認する。 磯野参与兼文化財保護課長： 発掘費用に関しては、原則、原因者負担によるものだが、「個人住宅建設」は例外となり、公費負担となるものである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第51号については、了承とする。
5 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会10月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和元年11月21日 教 育 長 清水 隆 署名委員 金井 裕 書 記 山本 一真